

代決報告第3号

令和7年2月10日提出

広島市公民館条例の一部改正議案に対する意見の申出について

広島市公民館条例の一部改正議案（別紙）について、令和7年1月29日に、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第 号議案

令和 7 年 2 月 日提出

広島市公民館条例の一部改正について

広島市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松 井 一 實

広島市公民館条例の一部を改正する条例

広島市公民館条例（昭和 2 4 年 9 月 8 日広島市条例第 4 4 号）の一部を
次のように改正する。

別表第 1 広島市己斐公民館の項中「広島市西区己斐中一丁目 6 番 2 0 号」
を「広島市西区己斐中一丁目 1 5 番 3 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 2 6 日から施行する。

提 案 理 由

己斐公民館を移転するため、その位置を改める必要がある。

広島市公民館条例新旧対照表

現 行	改 正																								
第1条 (略) (名称及び位置) 第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 第3条～第16条 (略) 別表第1 (第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>広島市己斐上公民館</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>広島市己斐公民館</td><td><u>広島市西区己斐中一丁目6番20号</u></td></tr> <tr> <td>広島市古田公民館</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 別表第2 (略)	名称	位置	(略)	(略)	広島市己斐上公民館	(略)	広島市己斐公民館	<u>広島市西区己斐中一丁目6番20号</u>	広島市古田公民館	(略)	(略)	(略)	第1条 (現行に同じ。) (名称及び位置) 第2条 (現行に同じ。) 第3条～第16条 (現行に同じ。) 別表第1 (第2条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>(現行に同じ。)</td><td>(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>広島市己斐上公民館</td><td>(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>広島市己斐公民館</td><td><u>広島市西区己斐中一丁目15番3号</u></td></tr> <tr> <td>広島市古田公民館</td><td>(現行に同じ。)</td></tr> <tr> <td>(現行に同じ。)</td><td>(現行に同じ。)</td></tr> </table> 別表第2 (現行に同じ。)	名称	位置	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	広島市己斐上公民館	(現行に同じ。)	広島市己斐公民館	<u>広島市西区己斐中一丁目15番3号</u>	広島市古田公民館	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)	(現行に同じ。)
名称	位置																								
(略)	(略)																								
広島市己斐上公民館	(略)																								
広島市己斐公民館	<u>広島市西区己斐中一丁目6番20号</u>																								
広島市古田公民館	(略)																								
(略)	(略)																								
名称	位置																								
(現行に同じ。)	(現行に同じ。)																								
広島市己斐上公民館	(現行に同じ。)																								
広島市己斐公民館	<u>広島市西区己斐中一丁目15番3号</u>																								
広島市古田公民館	(現行に同じ。)																								
(現行に同じ。)	(現行に同じ。)																								

広島市公民館条例の一部改正について

位置図

S=1/5,000

